第 3937 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 2月 15日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 生命保険料控除の改正

Q:今年の税制改正では、生命保険料控除の取扱いが改正されるとか。どのようになるのですか?

A:次のようになります。

【解説】

今年度の生命保険料控除の改正は、次のよう になっています。

- ① 平成24年1月1日以後に契約した保険契約 (新契約)のうち介護保障又は医療保障を 内容とする契約に係る支払保険料について、 限度額4万円の所得控除(介護保険料控除) が設けられました。
- ② 新契約に係る一般の生命保険料控除及び個 人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ 4万円になります。
- ③ 保険料控除額は次のように計算します。年間保険料 控除額2万円以下 支払保険料(a)の全額
 - 2万円超4万円以下 (a)×1/2+1万円 4万円超8万円以下 (a)×1/4+2万円
 - 8万円超 一律4万円
- ④ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) については従前どおり一般生命 保険料控除、個人年金保険料控除(限度額 各5万円)となります。
- ⑤ 新契約と旧契約がある場合の一般の生命保 険料控除及び個人年金保険料控除額はそれ ぞれ次の合計額(4万円が限度)となります。
 - ・新契約 ③で計算した金額
 - ・旧契約 従前の計算式で計算した金額 改正は、平成24年分以後、適用されます。







